

# 五島市監査等の実施方針

令和2年3月31日

五島市監査委員決定

## 1 趣旨

この実施方針は、五島市監査基準（令和2年五島市監査委員告示第1号。以下「監査基準」という。）に従った監査、検査及び審査（以下「監査等」という。）を実施するため、監査基準第13条第1項の規定に基づき監査等の方向性、重点項目等を定めるものとする。

## 2 監査等の基本方針

監査等は、五島市の行財政運営について、健全性及び透明性の確保に寄与し、また事務の管理、執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、もって住民の福祉の増進と市政への信頼確保に資することを目的として実施する。

なお、監査等を効率的に実施するため、年間監査計画を策定するものとする。

## 3 重点項目

### (1) リスクアプローチによる監査等の効率化及び強化

監査等の人員、時間等（以下「監査資源」という。）が限られる中で効率的な監査等を行うため、特に財務監査及び行政監査においては、必要に応じて監査等の対象に係るリスク（組織目的の達成を阻害する要因をいう。以下同じ。）を識別し、そのリスクの内容及び程度を検討した上で、効率的かつ効果的に監査等を実施する。

### (2) 各種の監査等の有機的な連携及び調整

現行の監査実務上、決算審査、例月出納検査、財務監査等は、法律上は目的に応じて区別されているが、その目的や手続等は関連する部分もあることから、監査等の効率化及び監査資源を有効活用するため、例月出納検査に併せて財務監査を実施するなど、各種監査等の相互の連携を図るものとする。

### (3) 指導的機能の発揮

監査等を実施する過程において発見された内部統制の重大な不備については、監査等の対象部署に対し、速やかな是正を指示し、同様の事例が発生しないよう必要な対応を講じるよう求めるものとする。

また、経営に係る事業の管理が経済的、効率的かつ効果的に行われていない事例に対しては、改善策を提言するなど必要に応じて改善や修正を行うよう助言等を行うものとする。

### (4) 監査結果等の情報公開の推進

市民への情報の提供と説明責任を果たすため、透明性が高く、市民に分かりやすい監査結果報告に心掛けるとともに、結果については五島市情報提供等の推進に関する規則（平成16年五島市規則第18号）第5条第2項の規定により情報公開コーナー及び行政資料コーナー並びに市のホームページで公表するものとする。

(5) 監査結果等のフォローアップ

監査等の実効性を確保するため、監査等において指摘事項等とした不当又は適正を欠く事務処理等の是正やその再発防止が確実に図られているかなど、生じた原因を含む措置の状況を確認し、その後の是正・改善の取組などについて継続的にフォローアップを行う。

また、指摘事項等に関しては、他の部局において同様な事態の是正が図られるよう、職員グループウェアによる周知や事例集の作成など類似事例の再発防止について啓発に努める。

4 その他

この実施方針は、市を取り巻く環境、リスク、過去の監査結果等、監査結果等に対する措置の状況、監査資源等を勘案し、適宜見直すものとする。

附 則

この実施方針は、令和2年4月1日から施行する。